

全国知事会の会議における意思決定の方法に関する規則
の一部改正について

全国知事会の会議における意思決定の方法に関する規則
の一部を次のとおり改正する

平成 24 年 7 月 19 日提出

全国知事会
会長 山 田 啓 二

全国知事会の会議における意思決定の方法に関する規則の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨

国と地方の協議の場への対応等、本会が担う役割の増大を踏まえ、常任委員会の常任委員以外の知事又は代理及び特別委員会の委員以外の知事も表決に参加できるようにし、常任委員会、特別委員会の活性化を図る。

2. 改正の内容

- ① 常任委員会に出席した臨時委員である知事又はその代理は、表決に参加できる。
- ② 特別委員会に出席した構成員以外の知事は、表決に参加できる。

3. 施行期日

この規則は、平成24年7月21日から施行する。

全国知事会の会議における意思決定の方法に関する規則の一部改正について

全国知事会の会議における意思決定の方法に関する規則の一部を次のように改正する。

第六条中「、第十七条第四項、第二十四条第三項及び第二十九条第四項」を「及び第十七条第四項」に、「会議及び委員会に出席した場合には」を「正副会長会議及び理事会において」に改める。

第七条の見出しを「（代表表決等）」に改め、同条中「代理人」の次に「並びに全国知事会規約第二十四条第一項に規定する臨時委員（会議に出席できない知事が指名した代理人を含む。）及び規約第二十九条第四項に規定する構成員以外の知事」を加える。

附 則

1 この規則は、平成二十四年七月二十一日から施行する。

（改正事由）

常任委員会に臨時委員を置き、表決に参加できるようにし、特別委員会に出席した構成員以外の知事についても表決に参加できるようにし、委員会の活性化を図る。

全国知事会の会議における意思決定の方法に関する規則の一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
	<p style="text-align: right;">平一二・一二 制定</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、全国知事会の会議における意思決定の方法に関し必要な事項を定める。</p> <p>(会議の定足数)</p> <p>第二条 全国知事会議、正副会長会議、理事会、常任委員会及び特別委員会の会議(以下「会議」という。)は、構成員(会議に出席できない知事が指名した代理人を含む。)の四分の三以上が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p>(意思決定)</p> <p>第三条 会議における意思決定は、原則として、会議の出席者の合意によるものとし、会議の出席者は、合意の形成のため最大限の努力をするものとする。</p> <p>(表決)</p> <p>第四条 前条の規定にかかわらず会議の出席者の合意が得られなかった場合は、会議における意思決定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 次に掲げる案件については、会議の議長は、当該案件を表決に付し、出席者の三分の二以上の同意により決しなければならぬ。</p>

第六条 全国知事会規約第十五条第五項及び第十七条第四項に規定する構成員以外の知事は、正副会長会議及び理事会において、その表決に加わることができない。

(代理表決等)

第七条 第二条に規定する代理人並びに全国知事会規約第二十四条第一項に規定する臨時委員(会議に出席できない知事が指名した代理人を含む。)及び規約第二十九条第四項に規定する構成員以外の知事は、表決に参加することができる。

- イ 予算に関すること
- ロ 決算に関すること
- ハ 義務的負担を伴う申合せに関すること
- ニ 国からの意見要求に対する回答に関すること
- 二 前号に掲げる案件以外の案件については、当該案件を表決に付するべきとの動議があり、この動議について会議の出席者の過半数の同意があったときは、会議の議長は、当該案件を表決に付さなければならぬ。この場合において、次に掲げる案件については会議の出席者の三分の二以上の者の同意により、その他の案件については当該会議の決するところにより、決するものとする。
- イ 規約の制定及び改廃に関すること
- ロ 委員会の設置に関すること
- ハ 国への要望及び内閣又は国会に対する意見具申に関すること
- ニ 基金の設置及び処分に関すること
- ホ 規則の制定及び改廃に関すること
- 2 前項各号の規定により会議の出席者の過半数の同意を要する場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第五条 前条第一項の規定により議決を行う場合又は議決をした場合にあっては、会議の議長は、少数意見を付記することができる。
- 第六条 全国知事会規約第十五条第五項、第十七条第四項、第二十四条第三項及び第二十九条第四項に規定する構成員以外の知事は、会議及び委員会に出席した場合には、その表決に加わることができない。

(代理表決)

第七条 第二条に規定する代理人は、表決に参加することができる。

1 この規則は、平成二十四年七月二十一日から施行する。

附 則

(書面表決)

第八条 会長は、正副会長会議及び理事会における緊急を要する事項又は軽微な事項については、書面により賛否を求め、議決に代えることができる。

2 前項の規定は、委員会における表決に準用する。

(理事会)

第九条 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、表決については、第六条の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成十六年十二月十五日から施行する。